

令和8年度第6回衛生委員会会議録

日 時 令和8年9月9日（水）

午後3時00分～4時00分

場 所 シルバー人材センター会議室

出席者

委員長	藤野 元宏（事務局長）
産業医	小熊 資男
衛生管理者	神山 麻季（職員）
衛生委員	根元 功（会員）、川田 裕子（職員）
事務局	駒場 政貴

議 題

（1）過重労働・労災・休職者の報告について

・8月における過重労働、労災、休職者の報告はなし。

（＊過重労働は時間外45時間超を指します。）

（2）安全衛生講話について（「業務・通勤災害について」）

○業務災害とは：業務上の事由による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡をいう。

①業務上の事由と認められるためには、「業務起因性」「業務遂行性」

が認められなければならない。

②業務起因性とは、業務と傷害等との間に相当な因果関係が存在すること。

③業務遂行性とは、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状況。

○業務上の災害として認められるケース

①作業中：作業中に発生した災害は原則的に業務災害となる。

②作業中断中：生理的行為のための中段は業務に付随する行為として一般的には認められる。

③休憩中：昼休憩等で事業場の施設の欠陥による負傷の場合に限り、認められる。

④出張中：私的行為中は中段されるが、出張に当然付随する行為は全行程について認められる。

⑤自殺：原則、業務災害とはならないが、業務上の傷病で発症した精神異常にともない、自殺行為を思いとどまる抑止力が著しく阻害されている場合に限り認められる。

○業務上疾病とは：労働者が事業主の支配下にある状態において発症した疾病を意味しているわけではなく、事業主の支配下にある状態において有害因子にばく露したことによって発症した疾病をいう。（化学物質の誤飲、吸引による）

○時間外労働からみた評価基準

①発症前1か月⇒100時間超勤務

②発症前2か月ないし6か月⇒1か月あたりおおむね80時間超勤務

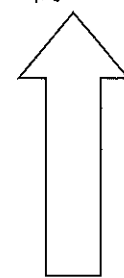
45時間超勤務

(長くなるほど関連性は高まる)

③発症前1か月ないし6か月⇒1か月あたりおおむね45時間以内

業務との関連性

高い



低い

＊時間外勤務80時間を超えかつ疲労の蓄積が認められる労働者は
本人からの申し出があつて、面接指導の対象となる。

企業は、45時間超勤務の従業員に対し、面接指導を促す努力義務がある。

○リスクアセスメント

- ・作業に伴う危険性または有害性を見つけだし、これを除去、低減するための手法リスクとは負傷または疾病の重篤度と発生の可能性を組み合わせたもの。リスクアセスメントに基づき対策を行うことにより、確実に効果的に災害を防止できる。

○業務災害を発生さないために

- ①ヒヤリ・ハット活動：ヒヤリ・ハットの記録・報告（情報の共有化）
- ②4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動：床面、高所から不要な物の撤去、感染症対策
- ③職場安全ミーティング

○通勤災害とは：労働者の通勤途上の負傷・疾病・障害・死亡のことで、通勤とは、労働者が就業に関し次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものをいう。

①住居と就業の場所との間の往復（住居⇔事業場）

②就業の場所から他の場所への移動（事業場A⇒事業場B）

③住居と就業場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（単身赴任で住居移動）

【就業との関連性】（例）

認められるもの	認められないもの
①寝過ごしによる遅刻、ラッシュ回避のための早出など、時刻的若干の前後があるもの	①午後の遅番の出勤者が朝から住居を出るなど、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に向かう行為
②業務終了後、事業場内でサークル・組合活動（長時間除く）に参加した後の帰宅	②業務終了後、事業内での終業と帰宅との関連性を失わせるほどの長時間にわたるサークル活動・組合活動に参加した後の帰宅
③昼休みに自宅と会社を十分余裕をもって往復できるものがする行為	

【合理的な経路及び方法】(例)

認められるもの	認められないもの
①通勤経路が工事中である等、当日の交通事情により迂回してとる経路 ②マイカー通勤者が車庫を経由して通る経路 ③共働きの労働者等が託児所や親戚宅等に子供を預けるためにとる経路	①特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなるような経路

【寄り道をした場合どこまで通勤災害】

- ・経路を逸脱し、又は移動を中断した場合には逸脱又は中断の間、その後の移動は「通勤」とはならない。ただし逸脱又は中断が日常生活上必要な行為で最小限のものは通常経路に復帰した後は通勤と認められる。

(例) 帰途で総菜を購入する場合、理・美容院に立ち寄る場合
病院によって診察を受ける場合等

【運転業務をさせるにあたりチェック事項】

- | | |
|------------------|---------|
| ①運転免許証のチェック | } 対応の検討 |
| ②アルコールチェック | |
| ③身体機能・健康診断等のチェック | |
| ④認知症のチェック | |

(3) 事務所巡回チェックについて

- ・指摘事項に対して、いくつかの改善が見られた。
(棚等の金具による固定、照度の測定、大会議室ドアの換気口のカバー除去)

(4) その他

- ・次回開催 10月23日(金) 午前9時30分～
- ・産業医来所予定 11月 4日(水) 午後3時00分～

*巡回指導

- ・棚等の金具固定の確認
- ・照度計の使い方・測定
- ・温室時計の測定位置